



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

(酪農経営支援要員確保実証事業)

酪農家による酪農ヘルパー利用事例報告



社団法人 酪農ヘルパー全国協会

平成24年度 酪農ヘルパー利用事例調査事業

目 次

岡山県における酪農家の酪農ヘルパー利用事例

一般社団法人 岡山県畜産協会 総務部長 本松 秀敏氏報告 1

全国酪農業協同組合連合会 指導・企画部副部長 高橋 正氏報告 7

社団法人酪農ヘルパー全国協会 事務局長 佐藤 元二 報告 14

北海道常呂郡置戸町における酪農ヘルパー事業の展開と利用の実態 16

岡山県における酪農家の酪農ヘルパー利用事例

報告Ⅰ：岡山県における酪農ヘルパー事業の展開と利用の実態

報告者 一般社団法人 岡山県畜産協会 総務部長 本 松 秀 敏

1. 岡山県における酪農ヘルパー利用組合の歩み

酪農経営はその性格から周年拘束性が強いいため、事故や冠婚葬祭といった場合には、近隣の酪農家間で相互扶助的に作業を助け合うことが永年行なわれてきた。しかし、飼養頭数規模拡大の進展と同時に相互扶助が困難となり、昭和 45～46 年頃から、本県では一部の地域で、酪農家の子弟等が中心となって、事故や冠婚葬祭時の酪農作業に対するヘルプを行う、「酪農ヘルパー組織」が発足した。しかしあくまで緊急的なものであり、一日も早い本格的な組織化が望まれた。

そのような中で、昭和 51 年、「酪農ヘルパー育成促進事業」が始まり、岡山県内では、ホクラク農協がこの事業に取り組み、昭和 52 年にヘルパー利用組合を立ち上げ、昭和 55 年には県下の 2 分の 1 をカバーするヘルパー利用組合ができあがった。

その後、全国的な酪農ヘルパー組織に対する支援要請が高まり、平成 3 年度、4 年度の 2 年間で、国、県、地元関係組織が基金を拠出し、その運用益で酪農ヘルパー組織を支援する「酪農ヘルパー事業円滑化対策事業」がスタートし、本県では、社団法人岡山県畜産会が基金管理と補助事業事務を担当して、酪農ヘルパー事業の推進と普及に取り組んだ。

その結果、岡山県内でも平成 3 年度に 3 利用組合、平成 4 年度に 2 利用組合が新たに誕生し、前述のホクラク農協の利用組合と、平成元年～2 年に結成された 5 利用組合とを併せて、県下全域をカバーする 11 のヘルパー利用組織が完成した。

さらに、平成 14 年の県単一酪農協「おかやま酪農業協同組合」の発足にあわせ、関係者の努力により 11 利用組合を一つにまとめた県単一酪農ヘルパー利用組合「おかやま酪農ヘルパー利用組合」が発足した。

2. おかやま酪農業協同組合による事業化

発足直後は合併効果もあり黒字決算であったが、合併 2 年目から、おかやま酪農業協同組合の補助を 5,000 千円程度受けて収支トントンという状況で、また、現実には、ヘルパーの派遣調整、利用料の精算、その他関連事務はおかやま酪農業協同組合で行っていることから、平成 19 年度からヘルパー事業はおかやま酪農業協同組合の指導部生産指導課が組合事業として実施し、今日に至っている。

そのようななかで、ヘルパー利用組合はおかやま酪農業協同組合と連携して、酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図るため、利用料金の設定や諸規約の改廃等に意見具申をする外部監督組織的存在となった。

3. ヘルパー事業の実施体制と利用組合の役割

(1) ヘルパー事業の実施体制

おかやま酪農業協同組合におけるヘルパー事業実施体制は以下のとおりである。

① 担当部署と経理

酪農ヘルパー事業は図 1 のとおり、県下を 5 地区に分けて、それぞれに専任ヘルパーと臨時ヘルパーを配置して行っている。ヘルパー事業の総括担当は本所の指導部生産指導課が担当し、派遣調整、データの入力は 5 地区のヘルパー担当職員がおこなっている。また、経理は組合の一般会計で行っている。

また、平成 21 年度に「酪農ヘルパー管理システム」を開発導入し、平成 22 年度から稼働させている。

② 各ヘルパー事業担当者の業務

- ア. 有事（事故・災害・病気・冠婚葬祭）の場合のヘルパー職員の派遣
- イ. 組合員の酪農業務定期休暇のためのヘルパー職員の派遣
- ウ. 酪農ヘルパー職員派遣のための調整・派遣計画の作成
- エ. 酪農ヘルパー職員派遣に係る人件費（利用料金）の徴収
毎月のヘルパー職員派遣実績に基づき、翌月に乳代金よりヘルパー職員派遣人件費を徴収する。

③ 利用組合との連携

- ア. 定休型酪農ヘルパー利用者と組織する「おかやま酪農ヘルパー利用組合」と連携して酪農ヘルパー事業を実施する。
- イ. 派遣したヘルパー職員の業務内容及び人件費（利用料金）の設定については、おかやま酪農ヘルパー利用組合との協議により決定する。
- ウ. 酪農ヘルパー職員派遣計画並びに調整は、利用組合の下部組織である地区組織（地区利用組合）を単位として行う。
- エ. おかやま酪農ヘルパー利用組合及び、その下部組織である地区組織（地区利用組合）の事務局は組合職員が務める。

（２）利用組合の組織と役割

おかやま酪農ヘルパー利用組合の組織と役割は以下のとおりである。

① 利用組合の組織

利用組合は、次の組織で構成されている。

ア. 利用組織

共通の酪農ヘルパー専任職員を利用する組合員で構成し、ヘルパー事業の推進と、ヘルパー職員の育成を行う。

イ. 地区組織

利用組織を代表する者で構成し、利用組織を統括するとともにヘルパーの派遣調整に関わる。

② 利用組合の役員

利用組合の役員は次のとおりとなっている。

ア. 組合長 1名、副組合長 1名、理 事 4名以内

役員は地区組織役員から選任し、組合長・副組合長は理事で互選する。

イ. 監 事 2名

監事は地区組織役員から選任する。

ウ. 顧 問 2名以内

顧問は、おかやま酪農業協同組合組合長及び一般社団法人岡山県畜産協会事務局長がこれに当たる。

エ. 役員の任期は3年で、再選は妨げないものとなっている。

③ 利用組合の事業

利用組合は次の事業を行う。

ア. おかやま酪農業協同組合と連携して酪農ヘルパー事業の円滑な推進を図る。

イ. 酪農ヘルパー利用料金の設定に関しておかやま酪農業協同組合との協議に当たる。

ウ. 酪農ヘルパー利用に関する諸規約の設定に関しておかやま酪農業協同組合との協議に当たる。

エ. 酪農ヘルパー事業の普及啓蒙を行う。

- オ. 酪農ヘルパー職員の技術向上に協力する。
- カ. 酪農ヘルパー業務における賠償事故の解決に協力する。

4. 利用組合参加要件と参加農家数

(1) 参加要件

ヘルパー利用組合の組合員は、おかやま酪農業協同組合の組合員であって、次の責務を負うことが条件となっている。

- ① 酪農ヘルパーを年間6日以上定期的に利用すること。
- ② 年会費を利用組合の定めにより納めること。
- ③ ヘルパー職員の育成に努めること。
- ④ 利用組合員の相互協力により、ヘルパー事業の円滑化に努めること。
- ⑤ ヘルパー職員が就業しやすい環境を整えること。

(2) 参加農家数

利用組合参加農家の推移は表1のとおりである。

酪農家戸数の減少とともに、利用組合参加農家数も減少しているが、ヘルパー利用組合参加率は平成22年度以降は、むしろ増加している。また、利用日数は参加農家戸数の減少にも関わらず6,000日前後で推移しており、1戸当たりの利用日数は増加している。内訳を見ると、定期利用の総日数は減少傾向にあるが、傷病時利用の総日数は増加しており、参加農家1戸当たりの利用日数の増加は傷病時利用の増加によるものと考えられる。

表1 利用組合参加戸数の推移とヘルパー利用状況

年度	酪農家戸数 ①	利用組合 参加戸数②	参加率 ②/①	酪農ヘルパー 利用戸数③	利用日数計 ④	うち定期	うち傷病	1戸当り 利用日数④/③
19	479	331	69.1%	329	5,869	5,230	639	17.8
20	466	320	68.7%	308	5,981	5,398	583	19.4
21	440	299	68.0%	295	5,665	4,937	728	19.2
22	395	285	72.2%	284	5,844	4,754	1,090	20.6
23	379	277	73.1%	275	6,062	4,733	1,329	22.0

※酪農家戸数は学校、非おか酪組合員も含む

(3) 参加農家の特徴

酪農ヘルパー利用組合の地区組織別に参加率を見ると、表2のとおり、備南地区が59%と、他地区と比較して低くなっている。これは当該地区が常時雇用を入れている大型化した法人経営が多い地区であり、これらの大型化した経営がヘルパー利用組合に参加していないためである。

一方、小規模の酪農家も利用料金が負担となってヘルパー利用に消極的であることから、この対策として、利用拡大奨励措置を講じ、成牛15頭以下の小規模の酪農家に対しては利用料金の割引（通常14,000円を10,000円）をおこない、利用奨励に努めている。

表2 地区別ヘルパー利用組合参加率

地区	酪農家戸数 ①	利用組合 参加戸数②	参加率 ②/①
びほく	42	40	95.2%
西大寺	72	51	70.8%
備南	51	30	58.8%
本所・蒜山	176	154	87.5%

※酪農家戸数はおか酪組合員のみ

5. ヘルパーの作業内容

酪農ヘルパー職員の通常の業務の範囲は次のとおりである。

- ①搾乳および利用者が予め準備した飼料の給与
- ②乳牛の管理(分娩の介助、発情・事故牛の発見連絡等)
- ③牛乳の管理(冷却、搾乳機器の殺菌、洗浄)
- ④牛舎内の簡易な清掃および日常的な糞尿処理

勤務時間は基本、朝(6時～10時)夕(5時～9時)の8時間勤務で、利用者の要望があれば、昼給餌に対応している。

本県の場合、専任ヘルパー1人当たりの年間稼働日数が293日(平成23年度専任ヘルパー16名、専任ヘルパー出役4,688.5日)と多く、現状では牛群検定業務やコントラ業務等、ヘルパー以外の業務に就く余裕はない。

6. ヘルパーの平均利用時間

平成23年度のヘルパー派遣先平均利用時間は5.8時間で、5.5時間から7.5時間の利用が全体の64%を占めている。

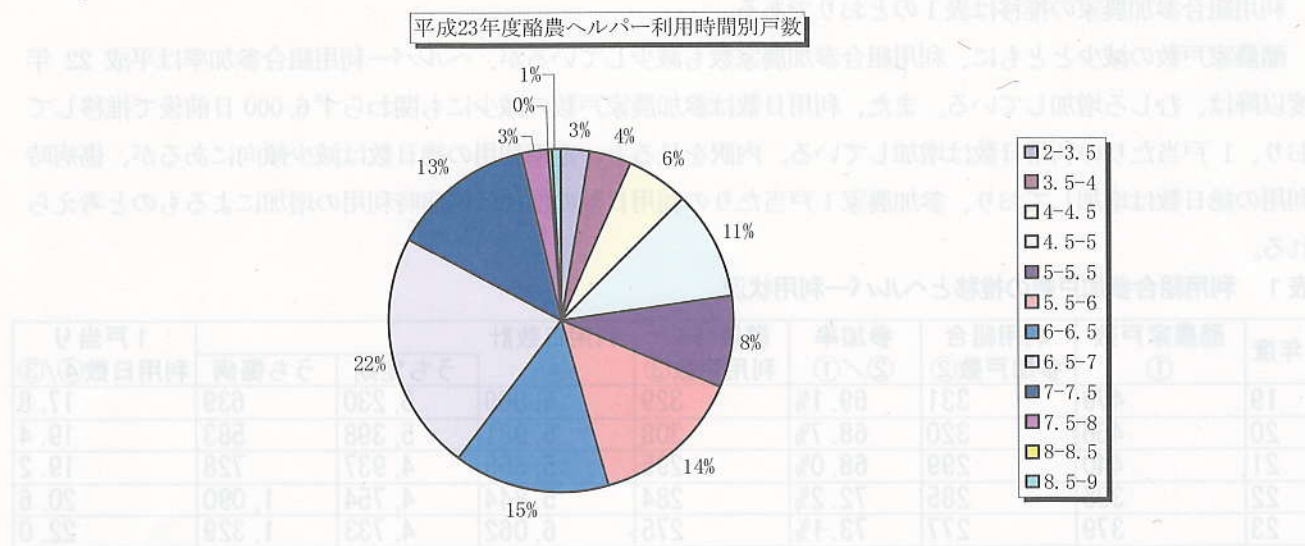


図2 ヘルパー利用時間別戸数

7. ヘルパー利用の目的

定期派遣ヘルパーの利用目的は休暇・休養と、組合員の所用のための利用が大半である。酪農家は地域社会の中核的存在である場合が多く、酪農家は地域で重要な役職を引き受けており、そのためのヘルパー利用は多々見られる。

一方、臨時・緊急的な利用では、忌引き利用が従来から多く見られたが、酪農家の高齢化に伴い傷病利用が増加していることは周知のとおりである。

II 酪農ヘルパーの利用実態

1. 酪農ヘルパー利用申込ルール

酪農ヘルパー派遣に係る調整は各地区ヘルパー利用組合の事務局(おかやま酪農業協同組合本所および各事業所)が実施している。

酪農ヘルパー事業の利用対象者は、原則として利用組合の組合員で、利用組合員はおかやま酪農協にヘルパー事業

負担金（20,000 円／戸・年）を、毎年度の 8 月末日までに納入することになっている。また、ヘルパー事業負担金の納入がない者は、員外利用者となる。

酪農ヘルパーの利用は、定休型とし、一日派遣を原則とするが、有事（事故・災害・病気・冠婚葬祭等）の場合には、弾力的に対応している。また利用者の要望があれば、昼給飼にも対応している。

（１）年間利用計画

利用組合員は、毎年 2 月末までに翌年度の年間ヘルパー利用計画を地区利用組合事務局に申請する。

地区利用組合は、申請された年間利用計画により年間派遣計画を策定する。

（２）年間利用回数

利用組合員は、原則として 1 年間に 6 日以上ヘルパー利用をすることになっている。

（３）月間派遣計画

利用組合員は年間利用計画に基づき、利用しようとする前の月の 15 日までに、ヘルパー利用希望日を地区利用組合に申請する。地区組織は、それに基づき、月間派遣計画を策定し利用者に連絡する。

但し、地区組織は年間利用計画を消化するために、組合員との合意のうえでヘルパー派遣を割り当てることができることとなっている。

（４）派遣順位

原則として、月間派遣計画に基づいて派遣するが、次の場合は、地区組織と利用予定者が協議し、変更できるものとなっている。

- ① 利用組合員（家族等含む）の事故・病気・死亡等による派遣要請。
- ② 前項に起因するヘルパーの連続利用（傷病時連続利用）。
- ③ 緊急的な葬祭による派遣要請。

また、利用組合員外のヘルパー利用については、利用組合員を優先するが、前項①②等の緊急を要する場合については、地区組織と利用予定者が協議のうえ弾力的に対応できるものとなっている。

2. 酪農ヘルパー利用の実態

（１）定期利用の実態

酪農ヘルパーの定期利用については、表 1 で見たとおり、総利用日数では減少傾向にあるが、利用農家戸数も減っており、1 戸当たりの定期利用日数は減っていない。それは専任ヘルパーの稼働率を維持するため、おかやま酪農業協同組合が半ば強引に定期利用をはめ込んでいることによるものである。

一方で、酪農家からは、土日の定期利用希望が多く、派遣調整担当者は苦労している。これは、家族揃って休暇を楽しむためと考えられ、特に 7 月 8 月に土日派遣の希望が多いという。

（２）傷病利用の実態

平成 23 年度の傷病時利用の対象者は、男性 61 人、女性 32 人の計 93 人で、平均年齢は 男性 55 歳、女性 60 歳であった。

傷病時利用の際の 1 人当たりヘルパー連続利用日数は平均 14.3 日で、平均ヘルパー利用料金は 202,855 円、互助制度による負担軽減額は 99,016 円である。

傷病時利用内容をみると、病気が 45 件、事故・怪我が 24 件で、その他、忌引き利用が 24 件で、病気では男性の場合 50 歳台が、また女性の場合は 60 歳台が多く、怪我は男女とも 60 歳台が多くなっている。

ちなみに、利用農家の平均搾乳牛頭数は 47 頭規模であった。

平成 19 年度以降 5 年間の傷病時利用の推移を見ると、表 3 のとおり増加傾向にある。特に平成 22 年度から利用者数、のべ利用日数は急増している。しかし、平均利用日数は逆に短くなっている。これは、平成 22 年度から

忌引き利用の条件緩和（連続7日未満でも対象）による、忌引き利用の増加が要因と考えられる。

表3 傷病利用の年度別推移

年度			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ヘルパー組合参加戸数	①	戸	331	320	299	285	277
利用戸数		戸	329	308	295	284	275
利用日数		日	5,869	5,981	5,665	5,844	6,062
互助制度参加戸数	②	戸	316	296	282	273	264
互助制度参加人数	③	人	707	674	639	638	625
互助制度参加率	②÷①	%	95.5	92.5	94.3	95.8	95.3
互助制度利用者数	④	人	41	34	36	90	93
互助制度利用率	④÷③	%	5.8	5.0	5.6	14.1	14.9
互助制度延べ利用日数	⑤	日	639	583	728	1,090	1,329
互助制度平均利用日数	⑤÷④	日	15.6	17.1	20.2	12.1	14.3
互助金額	⑥	円	4,662,000	4,151,000	5,390,000	7,665,000	9,208,500
平均互助金額	⑥÷④	円	113,707	122,088	149,722	85,167	99,016

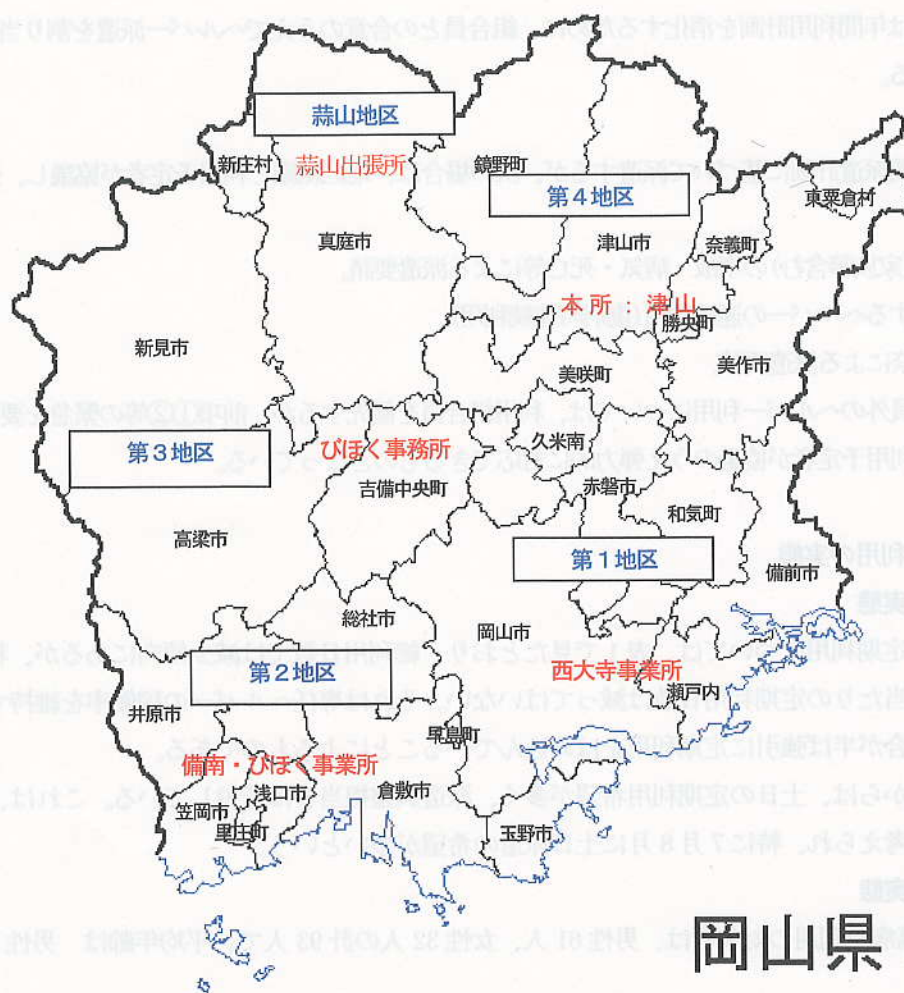


図1 岡山酪農ヘルパー利用組合管内マップ

調査はおかやま酪農業協同組合本所において、
 代表理事専務 岡田穂積 様、
 指導部長 高山 浩二 様
 指導部次長 目瀬 勉 様にご教授いただきました。

報告2 岡山県における酪農ヘルパー事業の報告

報告者：全国酪農業協同組合連合会 指導・企画部副部長 高橋 正

・ 酪農ヘルパーの人数及び構成等（平成23年度）

合計	合計うち女性	専任	専任うち女性	臨時	臨時うち女性
34名	3名	17名	3名	16名	1名

・ 酪農ヘルパーを希望した理由と前職

当組合の酪農ヘルパーを希望した理由としては、酪農にかかわる仕事をしたい、地元に戻りたかったという動機が多い。

前職としては、教師、会社員、学生、酪農家などである。

当組合ではヘルパーから将来は新規就農、酪農経営を行いたいという希望者は少ない。

しかし、今年ヘルパーから1名酪農家に新規就農した。

・ 酪農ヘルパーの支所別出役実態(平成23年度)

部署	農家戸数	専任ヘルパーヘルパー在籍人数	延べ利用日数	延べ実利用日数	延べ利用時間	日曜、年末年始出勤日数	8時間超え時間外労働延べ時間	延べ利用時間／延べ利用日数(利用時間/日)
備北	40	3	882	861	5,056	185	30	5.7
西大寺	51	3	866	859	4,560	147	18	5.3
備南	30	2	665	623	4,120	131	78	6.2
蒜山	39	1	828	801	4,773	150	2	5.8
本所	115	8	3,142	3,047	18,440	534	129	5.9
合計	275	17	6,383	6,191	36,948	1,147	256	5.8

*利用日数にはヘルパー複数名派遣が含まれるため、実利用日数より多くなっている。

・ 酪農ヘルパー支所別利用日数(平成23年度)

日数	びほく	西大寺	備南	蒜山	本所	計
1～5	3	15	3	1	5	27
6～10	4	13	5	2	20	44
11～15	10	10	7	7	15	49
16～20	5	2	4	15	17	43
21～25	6	2	3	5	16	32
26～30	5	0	2	6	10	23
31～35	2	3	0	1	9	15
36～40	1	1	2	0	4	8
41～45	1	2	2	0	2	7
46～50	0	0	0	1	1	2
51～55	1	0	0	0	3	4
56～60	0	1	1	0	2	4
61～65	0	0	0	0	1	1
66～70	0	0	0	0	1	1
71～75	1	0	0	1	1	3
76～80	1	0	0	0	1	2
81～85	0	0	0	0	3	3
86～90	0	0	0	0	1	1
101～	0	2	1	0	3	6
計	40	51	30	39	115	275

1戸あたりの年間平均利用回数は約20回となっている。利用希望日は土日に集中する。

・ 酪農ヘルパー支所別利用時間(平成23年)

時間	びほく	西大寺	備南	蒜山	本所	計
2～3.5	2	3	0	0	3	8
3.5～4	2	3	0	0	5	10
4～4.5	2	6	1	2	5	16
4.5～5	4	10	1	1	13	29
5～5.5	8	8	1	6	0	23
5.5～6	5	4	7	12	11	39
6～6.5	7	4	5	11	14	41
6.5～7	8	10	9	6	29	62
7～7.5	1	2	4	1	29	37
7.5～8	0	1	1	0	5	7
8～8.5	1	0	0	0	0	1
8.5～9	0	0	1	0	1	2
計	40	51	30	39	115	275

1戸あたりの平均利用時間は約6時間となっている。

・ 酪農ヘルパーの作業内容

- (1) 搾乳及び利用農家が予め準備した飼料の給与。
- (2) 乳牛の管理(分娩の介助、発情、事故牛の発見連絡等)。
- (3) 生乳の管理(冷却、搾乳機器の洗浄・殺菌)。
- (4) 牛舎内の簡易な清掃及び日常的な糞尿処理。
- (5) その他酪農経営に必要な事項

・ 酪農ヘルパー利用農家の声

利用農家にとって酪農ヘルパーは、大切な牛の給餌、搾乳をはじめとした管理を託すことから、本来は基本的に自分と同等の仕事をやってくれるということを多くの利用農家はヘルパーに対して望む。

しかし、新人ヘルパーや、経験の浅いヘルパーとベテランヘルパーの間には技量の差があるのが現実である。このような状況を以前は、酪農家もヘルパーを育てるという考えや、ヘルパーに来てもらうというような意識の下、協力し合う雰囲気があった。

しかし、酪農の現状の厳しさに由来するためか、組合利用規約において組合員の責務としてヘルパー職員の育成に努める責務を負っているにもかかわらず、以前のように酪農家もヘルパーを育てるという余裕がなくなりつつあり、単純にヘルパーの作業に対して純粋に支払い利用料金に見合うサービス業として見る傾向が強まってきている。

・ 利用組合の利用農家と酪農ヘルパーとの意見調整

意見調整は原則として、地区組織内規において、派遣調整会議及び事業推進会議を開催するなどして行っている。

また、ヘルパーの仕事は基本的に個人の家に入る仕事であり、利用農家からの絶対的信頼がなければ勤まらず、仕事とはいえ、お互いの人間同士の付き合いも重要である。よって、相互のコミュニケーション関係、互いの相性もヘルパー事業運営の大切な要素であるため、当組合ではほとんどの利用農家はヘルパーの派遣要請を申請するときに、個人を指定して派遣要請をすることが多い。

派遣出役調整はそれぞれの地区の調整役が紙ベースの台帳を元に行っており、急なキャンセルや変更が出た場

合は調整が大変で、派遣出役ミスにつながる確立が高まる。

よって、利用農家側に対しては当月の冠婚葬祭以外でのキャンセルや変更は、キャンセル料の徴収を検討している。

一方で、ヘルパー側にも出役日数の少ないヘルパーに対して、ペナルティを課すことも検討している。

・ その他

- (1) 国の円滑化対策事業が平成25年度で終了するに伴い、その対策として組合料金改定を考えている。(年会費を値上げ、利用料金を値下げ)
- (2) ヘルパーの労務管理について、労働基準監督署からの指導が厳しくなりつつあり、適切な労務管理を行うことに留意している。
- (3) 組合員への一律賦課は従業員を雇って、ヘルパーを使用する必要がない大型酪農家の理解を得ることがむずかしい。
- (4) 以前は酪農家の後継者がヘルパーになり、他の酪農家の飼養管理を学び、経験を積んで家に帰り後継を継ぐというケースが多かったが、酪農家自身の後継者不足から、ヘルパーを希望する酪農家の子弟がほとんどいない。

報告3：岡山県の酪農ヘルパー利用の実態と傷病時利用について

報告者：社団法人酪農ヘルパー全国協会 事務局長 佐藤 元二

1 平成23年度酪農ヘルパー利用について

部署 利用項目	びほく 第3地区	西大寺 第1地区	備南 第2地区	蒜山 蒜山地区	本所 蒜山以外管轄	総計
農家戸数	40	51	30	39	115	275戸
ヘルパー職員	3	3	2	1	8	17人
利用日数	882.0	886.0	665.0	828.0	3,142.0	6,383.0日
実利用日数	861.0	859.0	622.5	801.0	3,047.0	6,190.5日
利用時間	5,056.0	4,559.8	4,119.5	4,772.5	18,439.8	36,947.5時間
休日日数	185.0	147.0	131.0	150.0	534.0	1,147.0日
時間外(時間)	30.0	17.5	77.8	1.8	128.8	255.8時間
利用促進	59.0	43.0	44.0	26.0	72.0	244.0
傷病利用日数	132.5	206.5	67.5	154.0	748.5	1,309.0
1日当りのヘルパー 一実労働時間	5.7	5.3	6.2	5.8	5.9	5.8h(平均)

注：

- ・利用形態について基本的に朝・夕を採用(酪農ヘルパーの休日の関係で翌日の休暇取得が必要になる)
- ・休日の出役には割増料金を付加している。
- ・時間外に該当するには酪農家の承認が必要
- ・利用促進は、一定の利用日数以上に対して、通常の利用料金14,000円のところ10,000円に減額
- ・1日当りの実労働時間が平均5.8時間(通勤時間は含まず)

2 酪農家のヘルパー利用の実態

- ・ 酪農家が酪農ヘルパーを利用する場合には、翌々月利用分について、前月までに申込む。
- ・ 利用が集中する土曜日、日曜日、休日には現状の人員で対応できない場合には1人出役とする。
- ・ 利用申込みが無く、空いた日程に定期利用日を設定し酪農家に割り振る。
- ・ 傷病の利用では優先的に定期利用から順じ傷病時利用に振り返る。
- ・ 臨時ヘルパーを活用し廻している、本所管内では2名の元酪農家が臨時ヘルパーとなっている。
- ・ 翌月利用分については前月の25日までに酪農家に予定表を配布するので20日までには確定する。
- ・ 利用が集中し、ヘルパー出役が間に合わない場合にはおかやま酪農の職員が対応する場合もある。
- ・ 酪農家が変更あるいはキャンセルの場合には、1人の担当が日程表を管理し重複、出役不可を防いでいる。

3 酪農家の酪農ヘルパー利用の傾向について

酪農家の酪農ヘルパー利用は、通常月は土日、祝日に集中する傾向があり、7、8月の子供の夏季休暇には特にその傾向が強い。

大型の酪農家で従業員を雇用する酪農家の酪農ヘルパー利用は減少、あるいは無くなる。

搾乳ロボット導入酪農家の酪農ヘルパー利用については、作業が給餌中心でその他牧場の管理、清掃、育成牛管理、哺乳の作業となる。

酪農家は月に1度でも定期利用を利用しないと、傷病時利用、突然の利用等で酪農ヘルパーがその酪農家の牧場に慣れず、円滑な作業が進まないので定期利用を促している。

4 酪農ヘルパーの現状

- ・ 酪農ヘルパーは備北、備南、西大寺、蒜山、本所の各地区に区分けしその範囲を管轄としている。
- ・ 本所から他の部署に応援出役もある、出役距離が長くなる。
- ・ 平成23年度末に1名（女性）が退職し減員となり、さらに24年度に1名、新規就農で減員となって、現在15名で稼働している。
- ・ 15人中独身者は6名で県外出身者は3名いる。
- ・ 実家が酪農家のヘルパーが1名在籍（女性）。

5 性別・年齢別・傷病時利用別

表1: 性別・年齢別・原因別対象者数

岡山県

性別	年齢別	病気	事故・怪我	死亡	出産	忌引き	病気・見舞	小計
男性	年齢							
	30歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	30～39	0	3	0	0	1	0	4
	40～49	1	4	0	0	1	0	6
	50～59	13	4	0	0	6	0	23
	60～69	10	8	0	0	5	0	23
	70歳～	2	0	0	0	1	0	3
	小計	26	19	0	0	14	0	59
女性	年齢							0
	30歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	30～39	1	1	0	1	1	0	4
	40～49	1	1	0	0	2	0	4
	50～59	0	1	0	0	4	1	6
	60～69	9	3	0	0	3	0	15
	70歳～	5	0	0	0	0	0	5
	小計	16	6	0	1	10	1	34
全員	年齢							0
	30歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	30～39	1	4	0	1	2	0	8
	40～49	2	5	0	0	3	0	10
	50～59	13	5	0	0	10	1	29
	60～69	19	11	0	0	8	0	38
	70歳～	7	0	0	0	1	0	8
	合計	42	25	0	1	24	1	93

この表1（性別・年齢別・傷病別）から、特に病気、事故怪我の利用割合は年齢が進むほど高くなっている。

男性の傷病時利用が、50歳代では病気が13人、事故怪我では4人、計17人、60歳代では病気が10人、事故怪我では8人、計18人となっている。50歳代と60歳代合計35人の利用で、全男性利用者の59人の約6割、59.3%を占めている。

女性の傷病時利用が、60歳代では病気が9人、事故怪我で3人、計12人、50歳代と60歳代合計13人の利用で、全女性利用者の34人の35.3%を占めている。

全体で50代、60代の病気、事故・怪我の合計は48人の利用で全利用者93人の51.6%を占めている。

2 岡山県における年齢別、傷病別対象者数及び割合

表2 性別、年齢別、原因別利用割合

男性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計	原因別割合
病気	0	0	1	13	10	2	26	44.1%
年齢別割合	0.0%	0.0%	3.8%	50.0%	38.5%	7.7%	100.0%	
事故・怪我	0	3	4	4	8	0	19	32.2%
年齢別割合	0.0%	15.8%	21.1%	21.1%	42.1%	0.0%	100.0%	
死亡	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
年齢別割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	
出産	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
年齢別割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	
忌引き	0	1	1	6	5	1	14	23.7%
年齢別割合	0.0%	7.1%	7.1%	42.9%	35.7%	7.1%	100.0%	
病気見舞	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
年齢別割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	
計	0	4	6	23	23	3	59	100.0%
年齢別割合	0.0%	6.8%	10.2%	39.0%	39.0%	5.1%	100.0%	

女性	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計	原因別割合
病気	0	1	1	0	9	5	16	47.1%
年齢別割合	0.0%	6.3%	6.3%	0.0%	56.3%	31.3%	100.0%	
事故・怪我	0	1	1	1	3	0	6	17.6%
年齢別割合	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%	0.0%	100.0%	
死亡	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
年齢別割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	
出産	0	1	0	0	0	0	1	2.9%
年齢別割合	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
忌引き	0	1	2	4	3	0	10	29.4%
年齢別割合	0.0%	10.0%	20.0%	40.0%	30.0%	0.0%	100.0%	
病気見舞	0	0	0	1	0	0	1	2.9%
年齢別割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
計	0	4	4	6	15	5	34	100.0%
年齢別割合	0.0%	11.8%	11.8%	17.6%	44.1%	14.7%	100.0%	

全員	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計	原因別割合
病気	0	1	2	13	19	7	42	45.2%
年齢別割合	0.0%	2.4%	4.8%	31.0%	45.2%	16.7%	100.0%	
事故・怪我	0	4	5	5	11	0	25	26.9%
年齢別割合	0.0%	16.0%	20.0%	20.0%	44.0%	0.0%	100.0%	
死亡	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
年齢別割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0.0%	
出産	0	1	0	0	0	0	1	1.1%
年齢別割合	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
忌引き	0	2	3	10	8	1	24	25.8%
年齢別割合	0.0%	8.3%	12.5%	41.7%	33.3%	4.2%	100.0%	
病気見舞	0	0	0	1	0	0	1	1.1%
年齢別割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
計	0	8	10	29	38	8	93	100.0%
年齢別割合	0.0%	8.6%	10.8%	31.2%	40.9%	8.6%	100.0%	

表2、利用表から原因別利用では、

(1) 原因別割合では、

- ① 病気利用が42人、45.2%、事故・怪我の利用が25人、26.9%でこの両利用で67人、72.1%を占める。
- ② 病気利用では60代で19人、45.2%と半数近くを占める。
- ③ 事故・怪我の利用では60代で11人、44.0%を占めやはり高齢者の利用が多い。
- ④ 忌引き利用では25.8%を占めているが年齢別では60代が8人、33.3%を占めている。
- ⑤ 忌引き利用男女全体的では、年齢的に親等の世代が高齢化を迎えているであろう50～60代の世代が合計18人、75%を占めている。

(2) 年齢別割合では

- ① 60代の利用が38人、40.9%、次いで50代の利用が29人、31.2%と高齢者の利用割合が多くなっている。
- ② 男性では50代、60代が合計46人、それぞれ39%で併せると78%を占める利用。
- ③ 女性では50代が6人、17.6%の利用、60代が15人、44.1%の利用で併せて61.7%を占める利用となっている。

(3) 利用の傾向

- ① 男性は病気が26人、44.1%、事故・怪我が19人、32.2%の利用となっている。このことは仕事の関係から事故・怪我の割合が男性に多くなっている。
- ② 一方、女性は病気が16人、47.1%で事故・怪我は6人、割合は17.6%の利用で男性に比べると事故・怪我の利用は少ない割合・傾向にある。



北海道における酪農家の酪農ヘルパー利用事例

報告Ⅰ：置戸町における酪農ヘルパー事業の展開と利用の実態

報告者 社団法人 酪農ヘルパー全国協会 事務局長 佐藤 元二

調査は置戸町酪農ヘルパー利用組合事務所において、

J Aきたみらい 組合員ふれあい室ふれあい相談畜産グループ 考査役 星賀 武さん

置戸町酪農ヘルパー利用組合 事務局 菅原 規子さんに調査内容についてご教授いただきました。

1 事務所の所在地（J Aの内部規程では外部団体はJ A事務所内には同居しないことになっている。）

置戸町酪農ヘルパー利用組合は事務局に事務担当職員を雇用し、業務を行なっています。事務所はJ Aきたみらい置戸地区事務所が、少し離れた場所に置戸町酪農ヘルパー利用組合事務所がある。事務所内には乳検組合と同居しており、酪農ヘルパーは検定指導員として、月に4回立会することになっている。ヘルパー利用組合と、乳検組合が同じ事務所内にあることがうなづける。

2 酪農ヘルパー員数

現在、酪農ヘルパーは専任が4名、サブ（臨時ヘルパー）が3名在籍し酪農家へ出役している。4名の専任ヘルパーは月に4回乳検に立会することになっているのでこのときは、酪農ヘルパーとしての出役はしない。

3 酪農ヘルパー以外の仕事

検定指導員は検定専任が1名で酪農ヘルパーとの兼任が4名の計5名で稼働している。組合員は23年度末で45戸。平成23年度の能力検定実施状況は延べ立会検定戸数が540戸、延べ立会検定頭数が26、209頭に及んでいる。

平成23年度の乳検組合の概要

- ① 組合員数（年度末）は45戸
- ② 職員数 4名
- ③ 検定指導員 専任1名、兼任4名の計5名でこのうち兼任の4名は酪農ヘルパーが担当している。月に4回の稼働、平成23年度ヘルパーの乳検立会回数は94回、月平均およそ8回。

能力検定の実施状況

- ④ 23年度の延べ立会戸数は540戸
- ⑤ 延べ立会頭数は26、209頭

平成23年度後代検定の状況

- ⑥ 検定農家戸数45戸
- ⑦ 検定頭数は239頭
- ⑧ 精液使用本数292本
- ⑨ 候補種雄牛15頭
- ⑩ 受胎頭数24年3月31日で18頭

4 酪農ヘルパー利用の約束

- ① 酪農ヘルパーの利用は、原則として晩の搾乳から朝の搾乳までをもって1回としている。
- ② 利用の計画と変更については
 - ・ 酪農家は利用日について、前月の決められた日までに利用組合に申し出る。
 - ・ これを受け利用組合は毎月、組合員の利用日を取りまとめ、酪農ヘルパーの出役調整を行なったうえで酪農家の酪農ヘルパー定期利用計画を作成する。

- ・ 利用組合は利用農家の緊急、突発的な事態に対応するため、利用農家には利用日の変更が必要になった場合には組合の指示に従うことを決めている。
 - ・ また、利用組合は酪農ヘルパーの定期利用計画を変更する場合には、事前に利用農家へ通知する。
- 等、利用組合及び利用農家の酪農ヘルパー利用が円滑に出来るように利用規約等で定めている。

5 酪農ヘルパーの出役

- ① 酪農ヘルパーの出役については、専任利用の場合には2名、サブヘルパー（臨時ヘルパー）利用については1名としている。
- ② 酪農ヘルパーの出役時間も原則ではあるが晩が15：00～19：30、朝は5：30～9：00としている。

6 酪農ヘルパーの利用者義務の定め

利用酪農家は酪農ヘルパー利用を円滑に進めるためにしなければならないことを定めている。

- ① 牛舎内に看板を設置し、乳牛台帳を備え付け、各個体の繋留場所に名号又は個体番号を記入する。
- ② 給与飼料及び給与量（哺乳量も同じ）を個体順に記載しておく。
- ③ バンククリーナー等機械類をあらかじめ点検し、作動確認を行っておく。
- ④ 搾乳機器類は所定の場所に確実に保管しておく。
- ⑤ 抗生物質等を使用した個体及び生乳を出荷できない個体にはマークを付し、引継書に記載する。

7 一方、酪農ヘルパーの責務としての定め

- ① 酪農ヘルパーは、十分な注意を払い業務を遂行する。
- ② 酪農ヘルパー業務実施中に起きた事故及び損害については、ヘルパーに対して直接ではなく事務局を通し、問題がある時は役員会で処理する。ヘルパー作業中における、牛の事故、生乳の事故についても同様とする。
- ③ 一方、酪農ヘルパーの行う業務として、
 - ・ 搾乳及び飼料の給与。
 - ・ 乳牛の管理として、分娩の介助、発情発見、事故牛の発見連絡等。
 - ・ 生乳の管理として、生乳の冷却保存、搾乳機器の殺菌、洗浄。
 - ・ 牛舎内の清掃、糞尿処理等。

8 賦課金の徴収

賦課金の徴収については、戸数割が50%、乳量割を50%として、5月末までに徴収することになっている。

9 利用農家のヘルパー利用

- ① 毎月、前月の締め切りまでに希望日を申込む。
- ② 希望日に空きがあった場合には、割当順に利用農家に割り振る。
- ③ 変更については、利用組合で利用農家と調整のうえ、ヘルパー出役を決定する。

10 傷病時対応の広域酪農ヘルパー利用

J Aきたみらい管内の酪農ヘルパー利用組合の当初5利用組合で組織化をした。現在は、

- ① 置戸酪農ヘルパー利用組合
- ② 訓子府酪農ヘルパー利用組合
- ③ 北見酪農ヘルパー利用組合
- ④ 留辺蘂酪農ヘルパー利用組合

以上の4組織で3名の傷病時利用の酪農ヘルパー（広域ヘルパー）を共同利用。

広域酪農ヘルパーは3名在籍するがこの広域酪農ヘルパーは、傷病時利用専門のヘルパーである。この広域酪農ヘルパーは「きたみらい広域ヘルパー要員制度」という組織の基、所属を訓子府酪農ヘルパー利用組合に所属して、各利用組合がそれぞれ利用日数の割当を受けて利用している。

○ ○月分酪農ヘルパー利用状況

表 1

* 専任は2名稼働の意味、サブは1名稼働の意味

月 日	曜 日	利用者名 (酪農家)	専 任	サ ブ	稼 働 者	置戸町酪農ヘルパー利用組合							広域ヘル パー (傷病時)		
						専任ヘルパー				臨時ヘルパー			X	Y	Z
						A	B	C	D	E	F	G			
1	月	S 牧場	○		A・B	S 牧場	S 牧場						P 牧 場	北 見	訓 子 府
		N 牧場	○		C・D			N 牧場	N 牧場						
2	火	K 牧場	○		B・C		K 牧場	K 牧場					U 牧 場	北 見	留 辺 蕊
		M 牧場	○		A・E	M 牧場				M 牧場					
		Q 牧場		○	D				Q 牧場						
3	水	H 牧場		○	B		H 牧場						F 牧 場	訓 子 府	留 辺 蕊
		T 牧場		○	D				T 牧場						
		V 牧場	○		A・C	V 牧場		V 牧場							
4	木	D 牧場	○		A・F	D 牧場					D 牧場		M 牧 場	訓 子 府	留 辺 蕊
		E 牧場	○		B・G		E 牧場					E 牧場			
		J 牧場	○		C・D			J 牧場	J 牧場						
5	金	L 牧場	○		A・D	L 牧場			L 牧場				I 牧 場	休 み	北 見
		J 牧場		○	B		J 牧場								
6	土					休み			休み				休 み	P 牧 場	北 見
		O 牧場	○		B・C		O 牧場	O 牧場							
7	日					休み			休み				訓 子 府	Q 牧 場	休 み
		N 牧場	○		B・C		O 牧場	O 牧場							
9	火														
10	水														

表 1 は置戸町酪農ヘルパー利用組合の稼働表を模式したものです、酪農家のヘルパー利用には二通りあります。

第 1 に通常の置戸町酪農ヘルパー利用組合酪農ヘルパー利用に係る部分と第 2 に広域ヘルパー利用の 2 種類があります。

第 1 の通常のヘルパー利用には、酪農家は前月の定められた日までに、酪農ヘルパー利用を組合に申込みます。

ここで、日程表上でヘルパー利用が埋まればそのまま利用します。

日程にヘルパー利用の空きが発生した場合には、あらかじめ順番を決めている順に酪農家のヘルパー利用が割り当てられます。

こうして、酪農ヘルパー利用の日程が毎月出来上がります。

また、変更が生じた場合には、事務局担当者がこの表に基づいて利用の調整を酪農家間で行います。

平成23年度のヘルパー利用状況は専任ヘルパー出役回数は351回、サブヘルパーが576回、ヘルパー利用合計は927回となっている。

第2に広域ヘルパー利用があります。この広域ヘルパーは3名の酪農ヘルパーが在籍。この広域酪農ヘルパーは「きたみらい広域ヘルパー要員制度」という組織の基、所属を訓子府酪農ヘルパー利用組合に所属して、各利用組合がそれぞれ利用日数の割当を受けて利用している。このため、置戸町酪農ヘルパー利用組合の酪農ヘルパー利用には日数の割当があり、何も無ければ（傷病利用の発生）広域ヘルパーの割当を割り当てられた順位で酪農家は利用することになりますが、傷病利用が発生した場合には割り当てられた酪農家は傷病利用優先で割当から除外されます。利用規約によって、このことが明記されていて、あくまでも傷病時利用が発生した場合には、最優先での利用が認められています。

また、他の組合で傷病時の利用が発生した場合には訓子府酪農ヘルパー利用組合、北見酪農ヘルパー利用組合、留辺蘂酪農ヘルパー利用組合の4組合で組織している「きたみらい広域ヘルパー要員制度」という組織の基、利用の規約に基づき広域ヘルパーを利用することになります。

1.1 平成23年度傷病時利用状況

平成23年度傷病時利用状況			
	専任ヘルパー出役回数	サブヘルパー出役回数	合計
4月	1回		
5月		36回	
6月		43回	
7月		21回	
8月		29回	
9月		37回	
10月		25回	
11月			
12月		5回	
1月		26回	
2月	5回	29回	
3月		39回	
計	6回	290回	296回



社団法人 酪農ヘルパー全国協会

東京都千代田区内神田 2 丁目 5 番 3 号
〒101-0047 児谷ビル 2 階

TEL 03-5577-5135

FAX 03-5577-5136

メールアドレス : info@d-helper.lin.gr.jp

ホームページ : <http://d-helper.lin.gr.jp>